

3. 保健所設置の考え方

市民の健康の保持増進と安全で安心な暮らしの実現を図るため、次の3つの考え方に基づき、市保健所を設置した。

(1) 地域保健の中核機能の強化

地域保健に係る統計情報等に基づき、地域の特性に応じた施策を企画立案するとともに、関係機関等との調整・指導を行うことにより、地域保健の中核としての機能の強化を図る。

[取組例]

- ・ 地域保健に係る情報の収集、分析・管理による施策への反映
- ・ 市民や関係機関・団体に対する積極的な周知活動
- ・ 保健推進員、食品衛生推進員、町内会等とのネットワークづくり

(2) 総合的な保健衛生サービスの提供

市がこれまで行ってきた健康相談、健康教育等の業務と、新たに移譲される感染症対策や食品衛生等の業務の推進体制の一元化を図ること等により、質の高い、総合的な保健衛生サービスを提供する。

[取組例]

- ・ 市民一人ひとりのニーズや特性に対応した適切なサービスの提供
- ・ 保健、医療、福祉等の関連施策との連携強化

(3) 健康危機管理体制の構築

大規模災害、食中毒、感染症等の発生による市民の生命、健康に重大な影響を及ぼすおそれのある事態に対し、国、県などの関係機関と相互に協力・連携し、迅速な判断に基づき適切に対応できる健康危機管理体制を構築する。

[取組例]

- ・ 監視業務や関係団体に対する指導又は助言等による健康被害の未然防止
- ・ 健康危機管理事例に関する情報収集、調査研究、模擬訓練等の実施
- ・ 健康危機発生情報の収集及び市民等への適切な情報提供